

# 審議会委員等の公募について

平成28年3月16日(水)

人事課 職員係

# ①附属機関等の委員について

## 附属機関等とは

- \* 市が事業を行うにあたり、市民や有識者の様々な意見を取り入れるために設置する審議会、協議会などのことです。
- \* 現在、古賀市では52個もの附属機関等があります。

# ①附属機関等の委員について

## 附属機関等の委員とは

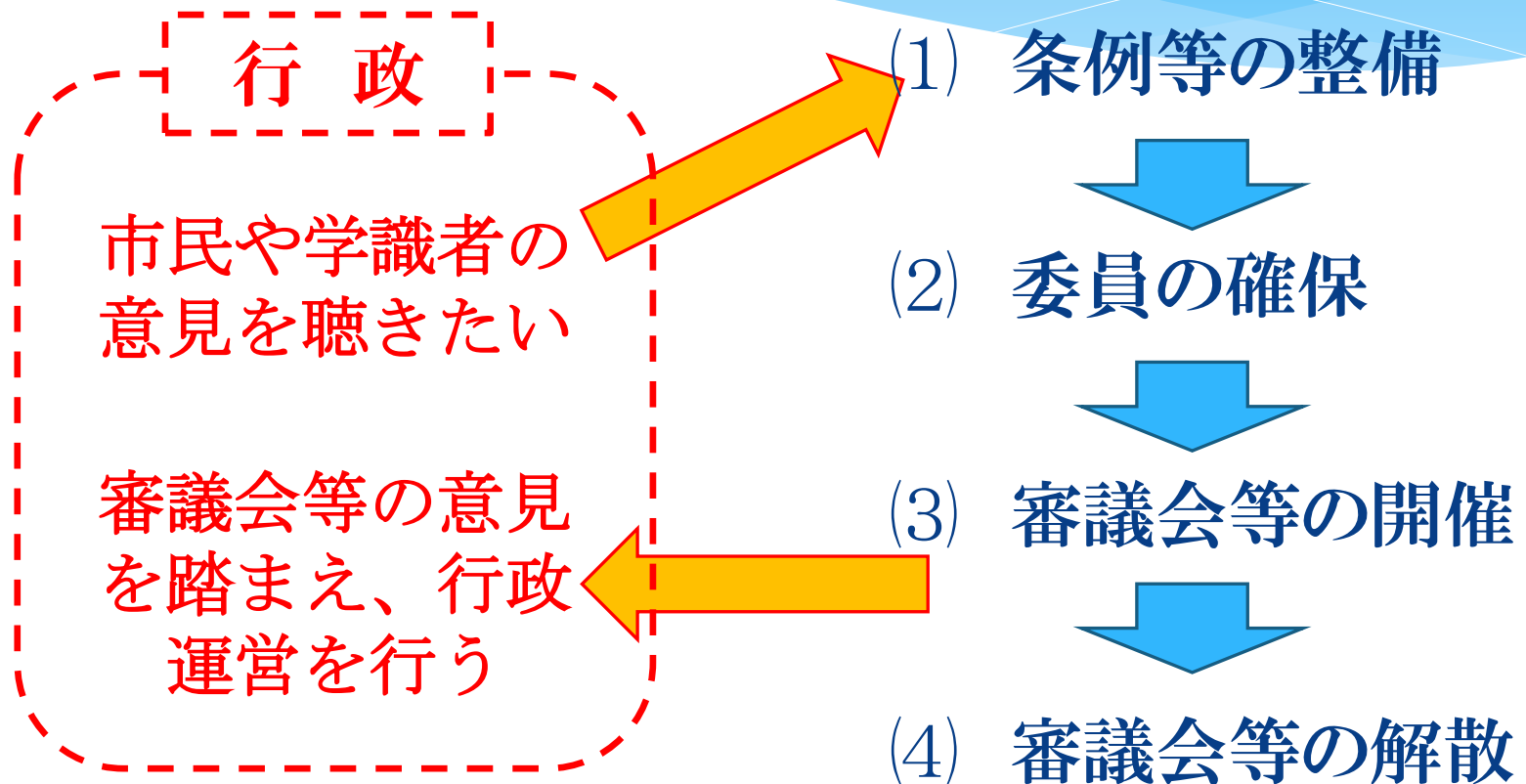
- \* 幅広く市民の意見を聴く必要があるものについては、**公募**や**無作為抽出**により選出します。
- \* 専門的知識を必要とするものについては、その分野の**識見者**を選出します。

# ①附属機関等の委員について

## 委員の制限

- \* 1つの附属機関等において、10年を超えて委嘱することはできません。
- \* 3つを超えて附属機関等の委員を兼任することはできません。

## ② 附属機関等の事務の流れ



## ③公募について

### (1) 公募を行う場合

- \* 専門的な知識を必要とせず、幅広く市民の意見を聴く必要がある場合に**公募**を行います。
- \* 幅広く市民の意見を聴く別の手段として、**無作為抽出**もあります。(手を上げない人の声を拾う方法の1つ。)
- \* また、専門的知識を持つ有識者と市民代表とが混合した委員会もあります。

## ③公募について

### (2) 公募の方法

- \* 市の広報やホームページ等広報媒体に募集記事を掲載します。

### (3) 応募資格

- \* 原則、市内在住、20歳以上です。

### (4) 選考方法

- \* 小論文により選考することもできます。